岡山地方最低賃金審議会の意見に関する公示

岡山労働局一般公示第２４号

令和８年１１月４日岡山地方最低賃金審議会から岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第１５条第３項において準用する同法第１１条第１項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、岡山県の区域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第１５条第３項において準用する同法第１１条第２項及び最低賃金法施行規則（昭和３４年労働省令第１６号）第８条の規定に基づき令和８年１１月１９日までに岡山労働局長あて（岡山市北区下石井１丁目４番１号岡山第２合同庁舎）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和８年１１月４日

岡山労働局長　森實　久美子

記

岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金
の改正決定に係る岡山地方最低賃金審議会の意見の要旨

岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次のように定めること。

1　適用する地域
　岡山県の区域

2　適用する使用者
　前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業（船舶製造・修理業のうち木造船製造・修理業、木製漁船製造・修理業及び舟艇製造・修理業を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（1）　１８歳未満又は６５歳以上の者
（2）　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの
（3）　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4　前号の労働者に係る最低賃金額
　１時間１，２１７円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日
　法定どおり